

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

港湾調査（以下「本調査」という。）については、令和 2 年（2020 年）1 月調査から、「報告を求める個人又は法人その他の団体」（以下「報告者」という。）、「報告を求める方法」（以下「調査方法」という。）、「集計事項」及び「調査結果の公表の方法及び期日」（以下「公表方法・期日」という。）について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) オンライン調査の方法について、電子メールによる回答に加え、新たに政府統計オンライン調査システムによる回答を導入
- (2) 公表方法・期日について、月報を 3 段階（一次速報、二次速報、確報）に分けて公表等
- (3) 年報に「貨物形態別（コンテナ、シャーシ、その他）」の集計事項を追加等
- (4) 報告者数の見直し

(1) 調査方法の変更

オンライン調査について、電子メールによる記入済み調査票の回収に加え、政府統計共同利用システムによる回収も実施

(審査状況)

ア 本調査は、これまで報告者から統計調査員との間において、電子メールによる調査票の回収を行っているが、本件申請では、この電子メールによる回収に加え、政府統計共同利用システムによる回収を導入する計画となっている。

イ これについては、報告者の利便性の向上に資するものであり、方向性自体は適切と考えるが、他の統計調査におけるオンライン回答では、調査実施府省に対し、直接、電子調査票により回答することが通例となっている中、特殊な例といえる。このため、本調査の実査の現状を確認した上で、政府統計共同利用システムによる回収の円滑な実施に向けた更なる改善の余地や、実査事務の効率化等について、検討する必要がある。

(論点)

- a 本調査においては、報告者をどのように把握しているのか。また、調査員はどのような者が任命され、どのような業務に携わっているのか（港湾別にどのような者が何名程度任命されているのか、具体的な業務内容と合わせて示されたい）。
- b 本調査の調査系統は「国土交通省-都道府県-調査員-報告者」となっているが、電子

調査票による回答を含め、どのような調査の流れ、それぞれの分担等により集計公表までの作業が実施されているのか。調査計画上、調査員の役割を明確にする必要・余地はないのか。

- c 過去3年間の回収率、うちオンライン調査（電子メールによる回収）による回収率はどの程度で推移しているか。
- d 政府統計共同利用システムによる調査票回収の導入により、これまでと調査の流れ、分担等はどのように変更されるのか。
- e 政府統計共同利用システムによる調査票回収を導入することにより、報告者負担の軽減等、どのような効果を見込んでいるのか。また、この変更による公表への影響はどのように見込んでいるのか。
- f 政府統計共同利用システムによる調査票回収の導入に当たり、円滑な実施に向けて、周知等どのような取組を実施するのか。

(2) 公表方法・期日の変更

- ① 月報について、一次速報、二次速報及び確報の3段階で順次公表
- ② 月報の公表方法について、印刷物による公表を廃止し、インターネットのみの公表に変更

(審査状況)

ア 本調査の現行計画では、甲種港湾（約160港湾）における入港船舶数やコンテナ個数等を毎月調査し、その結果を調査月の翌々月末日までに公表することとされている。

しかしながら、実際には、公表期日から約8か月遅れて公表することが常態化している。

イ このため、本調査の結果公表については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、「オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。」と個別の課題が盛り込まれているところである。

また、前回、本調査の調査計画の変更について総務大臣が承認（平成30年7月4日付け総政審第197号）した際に付した「今後の課題」においても、①調査計画に定められた期日を遵守し、適切に公表するよう努めること、②第Ⅲ期基本計画において、公表時期の更なる早期化についても対応が求められていることから、併せて検討を行うことを指摘したところである。

ウ 本件申請では、こうした状況の改善を図るため、表1のとおり、月報の公表について、集計対象の港湾や公表する集計表を限定した一次速報及び二次速報を創設することにより、確報の公表と合わせて3段階とすることを計画している。

表1 月報の変更案

	種類	集計表	対象港湾	公表期日
変更前	月報	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表、コンテナ個数	全ての甲種港湾	調査月の翌々月末日
変更後	月報 (一次速報)	輸出入コンテナ個数表	東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港	調査月の翌々月末日
	月報 (二次速報)	入港船舶表、海上出入貨物表、コンテナ個数表	東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港	一次速報の公表後、速やかに公表
	月報 (確報)	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表、コンテナ個数	全ての甲種港湾	二次速報の公表後、速やかに公表

エ また、月報の公表の方法については、これまで印刷物及びインターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）により公表していたが、印刷物による公表を廃止し、インターネットのみの公表とすることを計画している。

オ これらについては、公表の遅延原因を分析・検証した上で適切な改善方策となっているか、また、それぞれの公表内容が利用者ニーズに即したものとなっているかなどを含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える。また、月次調査として引き続き実施する必要性があるかについても、合わせて検討する必要があると考える。

(論点)

- a 現行の調査計画における公表の遅れについて、
- (a) 直近5年間における月報及び年報の公表実績はどのようになっているか。
 - (b) 都道府県において、調査票の回収から国土交通省への報告までの業務について、どのような手順で実施しているのか。また、平成30年(2018年)6月分について、都道府県から報告は具体的にどのようになっているのか。
 - (c) 上記(b)の報告実態について、国土交通省は、その原因分析を実施しているのか。実施している場合、その内容はどのようなものか。
 - (d) 都道府県からの報告受領後における国土交通省の審査から公表に至るまでの業務について、どのような手順で実施し、どの程度の期間を要しているのか。特に公表までの間に期間を要している業務は何か。
 - (e) 国土交通省では、公表早期化のために、これまでどのような業務の見直しや指導を実施したのか。その効果はあったのか。
- b 今回の変更内容について
- (a) 一次速報について
 - ① 現在の都道府県及び国土交通省における業務スケジュールや、これまでの公表実績からみて、調査計画案どおりに公表することは確実に担保されているのか。
 - ② この変更について、対象となる5都府県の理解が得られることは確実か。また、5都府県を含め、これらの公表事項に具体的な利活用ニーズはあるのか。
 - ③ 公表結果は、調査事項の一部にとどまるが、これらの項目を公表対象とする理由は何か。また、対象となる5港湾のウェイトは全体のどの程度を占めるのか。
 - (b) 二次速報について
 - ① 二次速報は、「一次速報公表後、速やかに公表する」との計画案となっているが、具体的にいつ公表するのか。
 - ② ①の公表予定時期は、現在の都道府県及び国土交通省における業務スケジュールや、これまでの公表実績からみて、調査計画案どおりに実施することが担保されているのか。また、対象となる5都府県の理解が得られることは確実か。
 - ③ 公表される結果は、調査事項の一部にとどまるが、これらの項目を公表対象とする理由は何か。また、対象となる5港湾のウェイトは全体のどの程度を占める

のか。

- ④ 一次速報と二次速報に、集計公表を分割することにより、国土交通省や都道府県の審査業務等が煩雑となるなどの支障はないのか。

(c) 確報について

- ① 確報は、「二次速報公表後、速やかに公表する」との計画案となっているが、具体的にいつ公表するのか。
- ② ①の公表予定時期は、現在の都道府県及び国土交通省における業務スケジュールや、これまでの公表実績からみて、調査計画案どおりに実施することが担保されているのか。
- ③ 一次速報・二次速報に加え、三段階の公表とすることにより、国土交通省や都道府県の審査・集計業務等が煩雑となるなどの支障はないのか。

- (d) 今回の変更は、利用者ニーズを踏まえたものとなっているか。また、どのような利活用の増進を見込んでいるのか。

c 行政記録情報等の活用について

- (a) 行政記録情報やNACCSデータ等の活用は、どの程度進んでいるのか。
- (b) これらの情報を更に活用するにより、調査事項の代替や公表の早期化を図る余地はないのか。

d 利活用への影響、更なる見直しの余地について

- (a) 国土交通省及び都道府県は、月報の結果を具体的にどのような施策等に活用しているのか。公表の遅延が常態化する中、その利活用に支障は生じていないのか。
- (b) 利活用に支障が生じている場合、調査事項を見直すことや、甲種港湾のうち、一次速報・二次速報の対象となる5港湾のみを月報の対象とするなどして、公表の早期化を図ることは考えられないのか。また、利活用に支障が生じていない場合、月報の公表を取り止め、年報の中で月別の調査結果を公表する等の対応は考えられないか。

(3) 集計事項の追加

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 年報の一部の集計表に「貨物形態別」の集計事項を追加② 年報の参考表として、「航路別集計」を追加 |
|--|

(審査状況)

ア 本件申請では、集計事項について、新たに調査事項を追加することなく、既存の調査事項から得られる情報を活用して、より詳細な集計や集計表の追加を行う計画となっている。

イ これについては、報告者に新たな負担を課すことなく、集計の充実を図るものであり、適当であると考えますが、新たに集計され提供される情報の有用性や利用ニーズに対応した更なる見直しの余地について検討する必要がある。

(論点)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a 今回、集計事項の追加を行う理由、必要性は何か。追加した集計事項は、港湾行政等において、どのような利活用が見込まれるのか。b 集計事項を追加することによる公表への影響（遅延等）はないか。c 今回追加した集計事項のほかに、更なる集計事項の追加の余地はないか。d 現在の集計事項で利活用が低調な事項や、結果精度的に問題のある事項はないのか。ある場合、それらの集計事項を削減することや調査事項自体を縮減することにより、業務の効率化や報告者負担の軽減を図る余地はないのか。 |
|--|

(4) 報告者数の見直し

本調査の対象となる港湾について、甲種港湾はこれまでの「161港湾」から「166港湾」に、乙種港湾はこれまでの「533港湾」から「512港湾」にそれぞれ変更。

(審査状況)

ア 本件申請では、港湾調査対象港湾基準（平成17年国土交通省交通調査統計課作成）に基づき、近年の入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するための見直しを行うこととしている。

イ これについては、①諮問第19号の答申（平成21年8月24日付け府統委第64号）の「今後の課題」において、我が国港湾の利用実態を適切に捉える観点から5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められていることや、②前回、本調査の変更について承認した際に付した「今後の課題」において、調査対象港湾の見直しについて、前回の変更から5年が経過する平成31年までに所要の検討を行うこととの指摘に対応するものであり、おおむね適当であると考えるが、当該見直しによって我が国港湾の利用実態が適切に捉えられるものとなっているか検討する必要がある。

(論点)

- a 甲種港湾、乙種港湾及び調査対象外港湾をそれぞれどのような考え方、経緯等により区分しているのか。また、調査対象港湾は、別途、告示等により、一般にも周知されているのか。
- b 甲種港湾、乙種港湾の選定基準に沿って、適宜（例えば毎年）、調査対象港湾を入れ替えることは可能と考えられるが、現行の5年程度で入替えを行う理由（メリット・必要性）は何か。また、今回変更される港湾は、どのように選定基準に合致しているのか。
- c 近年の甲種港湾、乙種港湾及び調査対象外港湾の数の推移は、どのようになっているのか。
また、調査対象外となっている港湾の実態等を把握しなくても、港湾の開発、利用及び管理に係る基礎資料として支障は生じないのか。
- d 調査計画の見直しの前後では、甲種港湾、乙種港湾の全体の結果に断層が生じることになるが、港湾行政における利活用・有用性や統計の継続性を確保する等の観点から、問題はないのか。
- e 告示等により、調査対象港湾の透明性を確保する措置が講じられている場合、調査計画には、選定の基準及び概数のみを記載するなどして、機動的な見直しを可能とすることによる支障等はあるのか。

2 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）等の指摘への対応状況について

本調査については、諮問第67号の答申（平成26年7月14日付け府統委第64号）の「今後の課題」において、①オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）、②関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用、③港湾法に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用が指摘されており、これらに対する国土交通省の取組を踏まえ、第Ⅲ期基本計画において、以下の検討課題が指摘されている。

港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。

また、NACCSデータのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。

また、前回、本調査の変更を承認（平成30年7月4日付け総政審第197号）した際に、①本調査の結果について、調査計画に定められた期日を遵守し、適切な公表に努めること、また、公表時期の更なる早期化について検討すること、②調査対象港湾の見直しについて、平成31年までに所要の検討を行うことを指摘している。

（審査状況）

上記の課題については、今回の調査計画の変更「（1）調査方法の変更」及び「（4）集計事項の追加」に係る審議の中で確認することとしたい。

3 その他、確認事項

(1) 基幹統計としての要件の適合性

(審査状況)

統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項第3号においては、国勢統計及び国民経済計算以外の統計が基幹統計に該当する要件として、次のとおり規定している。

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一～二 （略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

港湾統計については、平成26年の統計委員会における諮問審議において、港湾に関する全国的な施策の基礎資料として活用されており、民間における研究活動等にも一定の利活用があることが見込まれるとの説明に際し、特段の異論は示されていない。

このため、統計法第2条第4項3号に規定する基幹統計の要件のいずれにも合致しているものと整理されているが、今回の変更計画の審議を契機として、行政上の利活用に加え、民間での利活用実態や、港湾に関する国際比較等への活用状況を改めて確認する必要がある。

(論点)

- a 本基幹統計の利活用実態は、どのようになっているか（e-Stat等のアクセス件数、二次利用申請件数等）。
- b 国際比較の観点から、本基幹統計は、どのように利活用されているのか。また、国際的な動向を踏まえ、本統計の改善の余地を検討する必要はないのか。

(2) 調査票情報の保存管理・二次利用等の状況

(審査状況)

本調査の調査計画では、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、表2のとおりとなっており、国土交通省では、集計表を収録した電磁的記録を永年保存すると記載されているが、同省における調査票の個票データの保存に関する記載はない。このため、本調査における調査票情報の保存管理の実態や調査票情報の二次利用への対応状況等について確認する必要がある。

表2 調査計画における調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通大臣

(論点)

- a 国土交通省においては、調査票の個票データを一切保存していないのか。同データを都道府県が保存している場合、その保存状況等を国土交通省は把握し、どのような指導を行っているのか。
- b 国土交通省において、調査票の個票データを保存せず、集計表のみを永年保存している場合、その理由は何か。
- c 調査票の個票データの二次利用やオーダーメイド集計の要望があった場合、国土交通省はどのように対応しているのか。
- d 国土交通省において、再集計の必要が生じた場合、どのように対応しているのか。

以上